

(日本語訳)

## 屋久島世界自然遺産地域の保全状況について

### 1. 世界遺産の管理体制について

- ・屋久島においては、日本の他の世界自然遺産地域と同様に、科学的知見に基づく順応的な管理を図るために、専門家からなる科学委員会を設置し、助言を得ながら対策を進めている。

### 2. ヤクシカ管理

- ・ヤクシカの個体数増加により、島内の場所によっては希少な植物の減少、林床植生の衰退と土壌流出等が懸念されている。
- ・これらの課題に対して、管理機関では 2011 年に科学委員会の下にヤクシカワーキンググループを設置して、科学的助言を得ながら取り組みを進めている。
- ・また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、2017 年に島全域を対象として鹿児島県が策定した「第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画」に基づき、国(環境省、林野庁)、鹿児島県、屋久島町が連携して、世界遺産地域の内外で一体的に、個体群管理、被害防除、生息環境管理を総合的に推進している。

### 3. 観光・来訪者管理

- ・利用者の多さから生じる問題(crowding, tramping, visitor's experience)と、それへの対応(管理)は依然として課題だが、利用者数の減少傾向が 10 年程度続き、最盛期だった 2008 年に比べると 2/3 程度まで落ちて以前ほど顕在化しなくなっている。
- ・来訪者管理については、2016 年に環境省が、有識者や関係行政機関、地域関係団体で構成する「屋久島世界自然遺産・国立公園山岳部利用のあり方検討会」を設置し、世界自然遺産地域を含む屋久島国立公園の山岳部の自然環境の保全と質の高い利用体験の提供を目的として、山岳部の適正利用に関するビジョンの策定、施設の整備及び維持管理、利用者管理、並びに利用者への情報提供等の各種方策の検討を開始した。
- ・また、遺産管理機関の 1 者である屋久島町が世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定し、2017 年から本条例に基づき、登山者から山岳部の環境保全のための協力金の徴収を開始した。

### 4. 調査研究・モニタリング

- ・世界自然遺産の普遍的価値の保全状況を評価するために、2011 年にモニタリング計画を策定して、遺産価値に相応した 5 つの評価項目、14 のモニタリング項目を

設定するとともに、各モニタリング手法及び評価指標・基準を定め、関係機関が連携してモニタリングを実施している。

- モニタリング結果については、科学委員会に報告し、適正な管理に向けて必要な助言を受けている。